

令和 7 年度
静岡県海外映像作品等制作支援助成金
募集要領

静岡県観光振興課

令和 7 年 11 月

1 事業の要旨

静岡県では、県内における撮影費用の一部を助成して映画及びドラマ等（以下「映像作品等」という。）の海外公開作品の撮影を誘致することにより、撮影が行われることによる地域活性化や観光客誘致による観光消費拡大を図るため、予算の範囲内において海外映像作品制作支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成の内容

（１）助成対象者

日本国法に準拠して設立された法人格を有する団体で、次に掲げる者をいう。

また、助成対象者となることができる団体は１作品あたり１団体とする。

ア 海外公開作品を制作するため、外国の団体から委託等を受けている団体または外国の団体と共同制作をする団体

イ 日本国内に金融機関または郵便局の口座を設置している団体

ウ 最近１年間に国税又は地方税を滞納していないこと

エ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

キ 次の(ア)から(キ)のいずれにも該当しないこと

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

(2) 対象事業

- ・県内で行われる、海外公開映像作品の撮影

<留意点>

ここでいう海外公開映像作品とは、映画、テレビ番組、インターネット動画配信等の媒体によって日本国外で放映、公開される映像作品等のこと(ただし、アニメ映画は今回の助成の対象外)。さらに、以下の条件をすべて満たすもの。

ア 県内に係る事項が取り扱われていると認識することが可能な映像作品等であること

イ 助成金の交付を決定してから3年以内に日本国外の1か国(地域も含む)以上での放映・公開が予定又は決定している海外公開作品であること

ウ 作品の総尺のうち、おおむね6割以上が撮影を伴う実写で占められていること(アニメーションが大部分を占める作品は対象となりません。)

エ 静岡県の様々な魅力を広く国外へ発信し、静岡県の知名度及び魅力度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致に資するものと認められるものであること

オ 映像作品等を公開し、又は放送したことの実績を証明する書類又は成果品等を提示できるものであること

(3) 助成率

助成対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)

(4) 助成限度額

1作品 400万円

(5) 助成対象期間

交付決定通知日から令和8年3月31日まで

(6) 助成対象経費

補助額の算定にあたり、当補助事業に対する寄付金・その他の収入がある時は、補助対象経費から収入額を控除するものとする。

科 目	内 容
宿泊費	撮影に伴う宿泊 ・1人1泊上限10,000円(1人あたり助成上限5,000円) ・県内宿泊施設での宿泊費に限る ・宿泊施設への直接の支払い又は日本国内の旅行代理店等で購入したものに限る
車両借上料	撮影に伴う県内での移動に要する車両費 ・レンタカー代など県内事業者からの車両借上料に限る

(7) 経費全般に係る留意事項

- ア 支払をしたことがわかる証拠書類が保管されているもののみを助成対象とする。証拠書類は、助成事業以外の書類と区分して保管すること。
- イ 支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めない。
口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が助成事業者または構成員と同一である場合のみ対象とする。
- ウ 助成金の支払方法は、金融機関、郵便局による振込支払のみとし、「交付決定を受けた者」を口座名義人とする預金口座に支払うものとする。
- エ 消費税は助成対象としないので、交付申請等に当たっては消費税抜きの金額を用いること。公共交通機関の運賃のように内税表示の場合は、表示額に 100/110 等適正な率を掛けて 1 円未満を切り捨てた金額とする。
- オ 振込手数料、代引手数料等は助成対象としないこと。
- カ その他、経費に関する不明点がある場合は、観光振興課に問い合わせること。

3 応募手続き

- (1) 応募期間 令和 7 年 11 月 11 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
※上記期間募集分の採択決定以降は予算の上限に達するまで随時募集

- (2) 受付時間 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで（祝日を除く）

- (3) 申込方法

〔提出先〕

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6

静岡県スポーツ・文化観光部 観光振興課(海外映像作品制作支援助成金担当)

電話：054-221-3684 E メール：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

※郵送の場合は、送った記録が残る方法（書留等）で行うこと。

- (4) 必要書類

ア 申込書類一式（※）

※交付申請書、事業計画書、収支予算書、団体等概要、誓約書、法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、直近 1 年間の納税証明書

イ 企画書

ウ スケジュール

エ 撮影関係者リスト

オ 定款

カ 会社案内等 企業等の情報（事業内容・従業員数等）がわかるもの

キ 申請者と共同制作または委託を受けている外国の団体との契約関係を示す書類

(5) 様式等の入手先

下記からダウンロードしてください。

URL（静岡県 HP）

4 審査方法・基準

(1) 審査方法

ア 県が設置する審査委員会において、事業計画等に基づき、書面審査を行います。
必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 審査委員会の審査結果を踏まえて、県が助成事業者を決定します。

ウ 採択結果は、応募申込者全員に通知します。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき審査します。

審査項目		内 容
要件審査		・ 申請要件を満たしているか等
事業 内容 審査	ア コンテンツ の魅力	・ 制作する作品が魅力的であるか（脚本、テーマ等） ・ 静岡県の魅力を発信できる内容となっているか ・ 一般に広く公開される予定であるか
	イ 計画の 実現可能性	・ 事業計画は明確で妥当な内容となっているか ・ 完成に向けた体制・連携がとられており、事業実現に必要な能力を有しているか
	ウ 事業の 将来性	・ インバウンドが取込める内容となっているか ・ 将来的に長く親しまれる作品として期待できるか
	エ 経費の 妥当性	・ 事業内容に整合する経費が計上されているか ・ 各経費の積算が合理的で適切なものとなっているか

※審査基準の要件審査に適合しないものは採択しません。

(3) 採択予定件数

1 件程度

※採択基準に満たない応募については、予算の上限に達していなくても採択しません。

5 審査結果及び交付決定

- (1) 申請内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。なお、交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
- (2) 審査内容については公表しません。なお、異議の申し立ては認めません。
- (3) 交付決定額は助成金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、助成金の額を確定します。

6 事業実施

(1) 事業の開始、経費の支払いについて

ホテル等の予約は交付決定日前でも可能ですが、不採択になった場合、キャンセル料等が発生しても、県は責任を負いません。

(2) 撮影支援について

撮影に関する支援を受けるため、ロケ地が所在する市町の担当部署またはロケ支援団体へ相談してください。

(3) 保険の加入について

撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入してください。

(4) 事業の完了、経費の支払いについて

ア 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を事業が完了した日から 30 日以内に県へ提出してください。

イ 実績報告に係る書類は、下記ホームページからダウンロードできます。

URL（静岡県 HP）

7 事業の変更について

次の(1)から(3)の可能性が生じた場合は、あらかじめ変更等承認申請書（別記様式第6号）を提出し、知事の承認を受けること。

(1) 助成事業の内容の変更をしようとする場合

(2) 助成事業に要する経費の配分の変更（総事業費の 20 パーセント以下の変更を除く）をしようとする場合

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合

8 実績報告

助成事業が終了した後は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月末までのいずれか早い日までに以下の書類を添えて県に提出し、審査を受けなければならない。

ア 実績報告書類一式（※）

※実績報告書、事業実績書、収支予算書

イ 支払証拠書類

ウ 撮影などが適正に行われたことを証明する許可証の写しなどの書類（許可証が発行された場合のみ）

エ 制作現場の写真（10 枚程度）

9 助成金の支払い

審査によって適正に助成事業が行われたことが確認された時は、「交付確定通知書」が送付される。

この通知書を受け取ってから 10 日以内に県に請求書を提出すること。

10 協力事項

(1) クレジット表記

作品のエンドロールに指定するクレジットを表記すること。

(2) 撮影画像等の提出

静岡県が実施する広報や作成する資料等に使用可能な作品の画像データ等を提出すること。活用方法など個別の留意点などについては、個別に相談する。

(3) 事業終了後に、静岡県が行うアンケート及びヒアリング等の調査に協力すること。

11 その他の留意事項

(1) 応募に係る費用は全て事業者の負担とします。

(2) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却しません。

(3) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

(4) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は助成金を受けているもの又は採用が決定しているものは助成対象経費から除きます。

(5) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。

(6) 採択後、助成金の概算払ができる金額には限りがあるため、事業期間内の立替払いが可能であることが必要です。また、助成事業の完了の日までに、事業経費の支払いが全て完了している必要があります。

(7) 採択時や事業終了時等に採択事業者の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表することがあります。

(8) 本事業の実施に当たっては、他者の知的財産権等を侵害しないことを助成対象者の責任において随時確認したうえで、事業を実施してください。

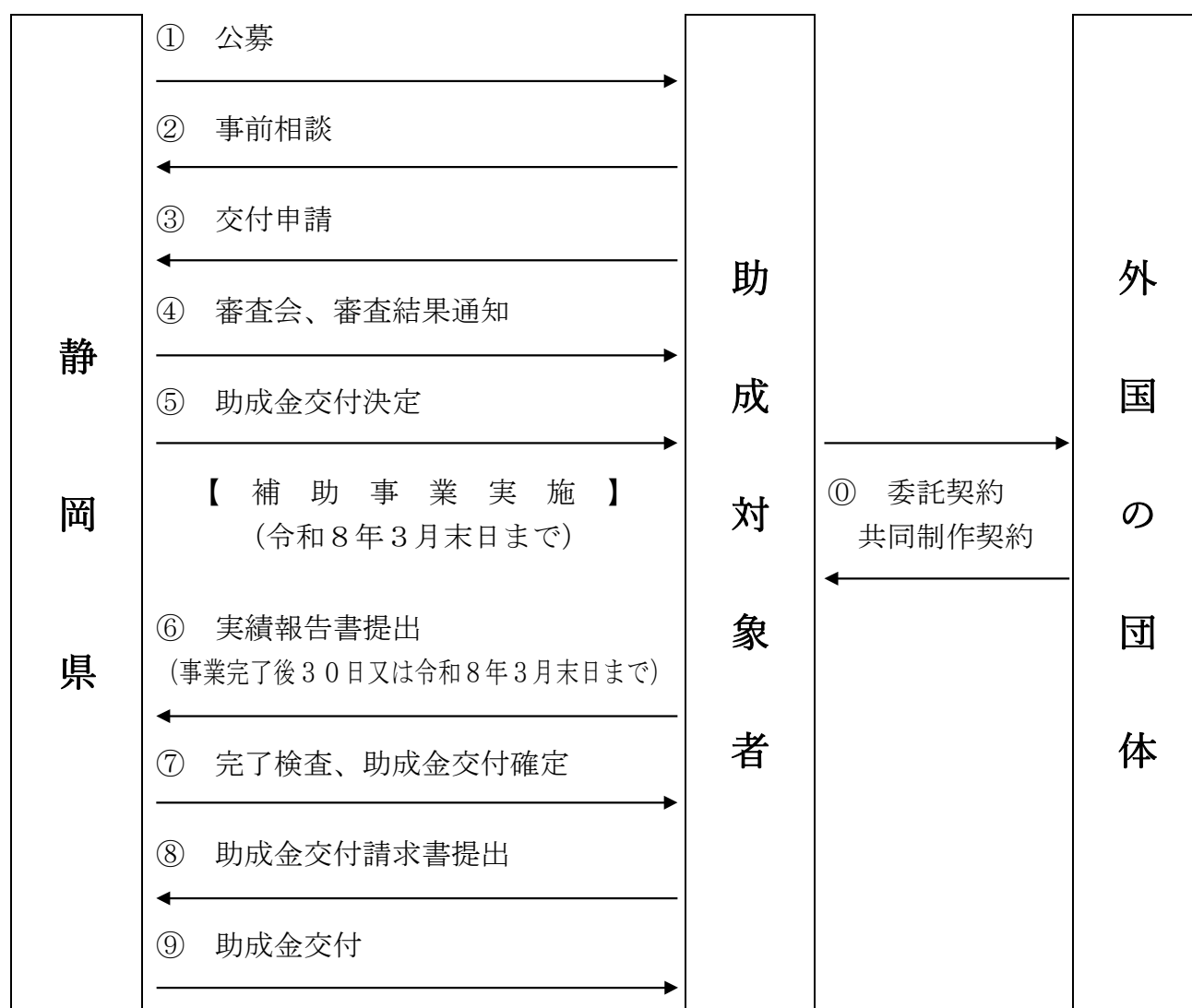
(9) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存していただきます。

(10) 助成事業終了後に行われる検査等により不適切な事項が判明した場合は、助成金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された助成金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。

(11) 事業実施にあたっては、公募要領及び交付要綱の内容を遵守してください。公募要領及び交付要綱に定めのないことで、不測の事態が生じた場合は、県と助成対象者が誠実に協議したうえで決定することとします。

(12) 日本の法令を遵守し、自治体等の適切な許認可を得て、施設や県民とのトラブル等が起きないように実施するようにしてください。

12 スケジュール



【事前相談】

(1) 申請にあたり、事前相談は必須です。

13 問い合わせ先

■静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課

電 話 054-221-3684

F A X 054-221-3627

E-mail kankou3@pref.shizuoka.lg.jp